



マンションみらいネット インフォメーション NO.37

みらいネット登録マンションの管理運営に関する改善の状況が確認できます！

マンションみらいネットの機能の中に「比較一覧表作成機能」があります。この機能は、①あなたのマンションの管理状況②管理標準指針（国土交通省が定めた標準的な対応と望ましい対応）③登録マンション全体の平均の3者を比較することにより、管理運営の状況をチェックし、改善につなげることを目的としたものです。

本月号のインフォメーションでは、平成19年7月時点と平成22年7月時点のそれぞれの登録マンション全体の平均を比較することにより確認ができる、管理運営に関する改善の状況をご紹介します。

管理運営の項目	平成19年 7月時点	平成22年 7月時点	比較増減 (ポイント)	コメント
総会議事録の保管場所の掲示をしているマンションの平均値	31.8%	68.3%	増36.5	★何れも区分所有法で掲示することが定められているものですが、3年間で大きな改善状況が見られます。
管理規約の保管場所の掲示を行っているマンションの平均値	30.1%	64.1%	増34.0	
理事の任期が2年で、改選が半数改選制であるマンションの平均値	26.9%	33.8%	増6.9	★組合運営の継続性の確保のためには、理事の任期は2年間、改選は概ね半数ずつとするのが望ましいとされていますが、改善の状況が見られます。
管理規約の見直しを実施したマンションの平均値	29.6%	68.6%	増39.0	★特に年数が経過しているマンションは規約の見直しの必要性があると考えられますが、見直しを実施したマンションが増加しています。
管理費等の滞納期間が3カ月以内に文書督促を実施しているマンションの平均値	35.8%	79.0%	増43.2	★滞納期間が3カ月以内に文書等の督促を行うことが標準的な対応であり、3カ月を超えた場合、速やかに少額訴訟等の法的手続きの行使について検討を行い、滞納の期間が6カ月になる前に、対応方針を決めていることが望ましい対応とされていますが、大きな改善が見られます。
滞納期間が3カ月を超え6カ月になる前に対応方針を決めているマンションの平均値	31.5%	70.0%	増38.5	

◆今回は、改善が確認できる代表的な例をご紹介しましたが、みらいネットの活用により、このような管理運営の各分野でのレベルアップが期待できます。

★初年度登録料無料キャンペーン実施中!! この機会に是非ご加入を!!

★マンションみらいネットの無料訪問説明を実施しております。詳しくはホームページをご覧ください。

お問合せ先 (財) マンション管理センター 企画部 Tel 03-3222-1518